

独立行政法人家畜改良センターがその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画

令和6年4月30日付け6獨家セ第134号

「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」(令和3年10月22日閣議決定。以下「政府実行計画」という。)及び「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画の実施要領」(令和4年5月27日地球温暖化対策推進本部幹事会申合せ。以下「政府実行計画実施要領」という。)に準じ、独立行政法人家畜改良センター(以下「センター」という。)が自ら実行する具体的な措置に関する実施計画を以下のとおり定める。

第1 対象となる事務及び事業

本計画は、原則として、センターが行うすべての事務及び事業を対象とする。

第2 対象期間等

本計画は、2030年度までの期間を対象とする。

第3 温室効果ガスの総排出量に関する目標

本計画に盛り込まれた措置を着実に実施することにより、2013年度を基準として、センターの事務及び事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの総排出量を2030年度までに50%削減することを目標とする。

この目標は、センターの取組の進捗状況や温室効果ガスの排出量の状況などを踏まえ、一層の削減が可能である場合には適切に見直すこととする。

第4 個別対策に関する目標

1 太陽光発電の導入

2030年度には設置可能な建築物(敷地を含む。)の約50%以上に太陽光発電設備を設置することを目指す。

2 新築建築物のZEB化

今後予定する新築事業については原則ZEB Oriented相当以上とし、2030年度までに新築建築物の平均でZEB Ready相当となることをを目指す。

3 電動車の導入

センターの事業用車については、代替可能な電動車（電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車）がない場合等を除き、新規導入・更新については2024年度以降全て電動車とし、ストック（使用する事業用車全体）でも2030年度までに全て電動車とすることを目指す。

4 LED照明等の導入

既存設備を含めたセンターのLED照明等の導入割合を2030年度までに100%とすることを目指す。

5 再生可能エネルギー電力の調達

2030年度までにセンターで調達する電力の60%以上を再生可能エネルギー電力とすることを目指す。

第5 措置の内容

政府実行計画及び政府実行計画実施要領で定める各措置を実施することとし、特に以下の取組を重点的に実施する。

1 建築物の建築、管理等に当たっての配慮

（1）太陽光発電の最大限の導入

ア センターが新築する事務所等の建築物における整備

センターが新築する事務所等の建築物について、太陽光発電設備を最大限設置することを徹底する。

イ センターが保有する既存の事務所等の建築物及び土地における整備

センターが保有する既存の事務所等の建築物及び土地については、その性質上適しない場合を除き、太陽光発電設備の設置可能性について検討を行い、太陽光発電設備を最大限設置することを徹底する。

ウ 整備計画の策定

これまでの整備計画の達成状況と今後の事務所等の新築及び改修等の予定も踏まえ、原則としてア及びイに基づく太陽光発電の導入に関する整備計画を策定し、計画的な整備を進める。

2 建築物の建築、管理等に当たっての取組

（1）建築物における省エネルギー対策の徹底

低コスト化のための技術開発や未評価技術の評価方法の確立等の動向を踏まえつ

つ、今後予定する新築事業については原則ZEB Oriented相当以上とし、2030年度までに新築建築物の平均でZEB Ready相当となることを目指す。

3 財やサービスの購入・使用に当たっての取組

財やサービスの購入に当たっては、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）及び国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号）に基づく環境物品等の調達等を適切に実施し、利用可能な場合にはシェアリングやサブスクリプションなどのサービスの活用も検討しつつ、また、その使用に当たっても、温室効果ガスの排出の削減等に配慮し、以下の措置を進める。

（1）電動車の導入

センターの事業用車については、代替可能な電動車がない場合等を除き、新規導入・更新については2024年度以降全て電動車とし、ストック（使用する事業用車全体）でも2030年度までに全て電動車とすることを目指す。

また、事業用車等の効率的利用等を図るとともに、事業用車の使用実態等を精査し、台数の削減を図る。

（2）LED照明等の導入

既存設備を含めたセンター全体のLED照明等の導入割合を2030年度までに100%とすることを目指す。また、原則として調光システムを併せて導入し、適切に照度調整を行う。

（3）再生可能エネルギー電力調達の推進

2030年度までにセンターが調達する電力の60%以上を再生可能エネルギー電力とすることを目指す。

この目標（60%）を超える電力についても、更なる削減を目指し、排出係数が可能な限り低い電力の調達を行うよう努める。

（4）省エネルギー型機器の導入等

- ア エネルギー消費の多いパソコン、コピー機等のOA機器、電気冷蔵庫等の家電製品等の機器は、業務に支障のない限り省エネルギー型のものに計画的に切り替える。
- イ 機器の省エネルギー mode 設定の適用等により、待機電力の削減を含めて使用面での改善を図る。

（5）その他

ア 自動車利用の抑制等

- ① ウェブ会議システムの活用やテレワークによる対応も含め、役職員の自動車利用の抑制・効率化に努める。
- ② 通勤時や業務時の移動に、鉄道、バス等公共交通機関や自転車の利用を推進する。

イ 節水機器等の導入等

水多消費型の機器の買換えに当たっては、節水型等の温室効果ガスの排出の少ない機器等を可能な限り選択することとする。

ウ リデュースの取組やリユース・リサイクル製品の率先調達

温室効果ガスの排出の削減等に寄与する製品や原材料の選択・使用を図るべく、物品の調達に当たっては、ワンウェイ（使い捨て）製品の調達を抑制し、リユース可能な製品及びリサイクル材や再生可能資源を用いた製品を積極的に調達する。特にプラスチック製の物品の調達に当たっては、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）に則り、プラスチック使用製品設計指針に適合した認定プラスチック使用製品の調達に努める。

エ 用紙類の使用量の削減

用紙類の使用量を削減するため、ペーパーレス化を推進し、会議等資料の電子媒体での提供、業務における資料の簡素化等を行うとともに、両面印刷・コピー、2アップ印刷や裏紙の利用等を推進する。

オ 再生紙の使用等

古紙パルプ配合率のより高い用紙類の調達割合の向上等を計画的に実施する。また、他の紙類等についても再生紙の使用を進める。

カ 合法木材、再生品等の活用

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）等に基づき合法性が確認された木材又は間伐材等の木材や再生材料等から作られた物品など、温室効果ガスの排出の削減等に寄与する製品や原材料の選択、使用を計画的に実施する。

キ グリーン冷媒使用製品の購入・使用の促進

安全性、経済性、エネルギー効率等を勘案しつつ、グリーン冷媒（自然冷媒や低GWP冷媒）を使用する製品を積極的に導入する。

ク エネルギーを多く消費する自動販売機の設置等の見直し
自動販売機の省エネルギー化を行い、オゾン層破壊物質及びHFCを使用しない機器並びに調光機能、ヒートポンプ、ゾーンクーリング等の機能を有する省エネルギー型機器への変更を促す。

ケ フロン類の排出の抑制

HFC等のフロン類冷媒を使用する業務用冷凍空調機器を使用する場合は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）に基づいて、機器の点検や点検履歴等の保存を行い、使用時漏えい対策に取り組む。

また、機器の廃棄時には、同法に基づき冷媒回収を徹底する。

コ 電気機械器具からの六ふつ化硫黄（SF6）の回収・破壊等
廃棄される電気機械器具に封入されていたSF6について、回収・破壊等を行うよう努める。

4 その他の事務・事業に当たっての温室効果ガスの排出の抑制等への配慮

（1）廃棄物の3R+Renewable

ア 建物等から排出されるプラスチックごみについては、「プラスチック資源循環戦略」（令和元年5月31日）に掲げるマイルストーンの実現に向けて、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に則り、排出の抑制及びリサイクルを実施する。

イ 薬品等の物品は、在庫管理を徹底し期限切れ廃棄等を防止する。

ウ 廃棄物は、地域のルールに基づき分別する。

エ 車及び家電リサイクル対象品を廃棄する場合には、適正に処理する。

オ シュレッダーにより細かく刻んだ使用済み用紙は、可能な範囲で牛舎の敷料等として利用する。

カ 台風等で倒れた木材のうち製材できないものについては、可能な範囲で薪材等として利用する。

キ 発酵処理したたい肥は、牛舎の敷料等として利用する。

ク 廃棄されたタイヤは、可能な範囲で飼料作物を貯蔵しているサイロの重石として利用する。

（2）メタン（CH4）及び一酸化二窒素（N2O）の排出の抑制

ア 土壌診断に基づく適切な肥培管理及び草地管理を行う。

イ　家畜排せつ物は堆肥化等の適切な処理により有機質資源として可能な活用を図る。

5 ワークライフバランスの確保・役職員に対する研修等

（1）ワークライフバランスの確保

計画的な定時退所の実施による超過勤務の縮減、休暇の取得促進、テレワークの推進、ウェブ会議システムの活用等、温室効果ガスの排出削減にもつながる効率的な勤務体制の推進に努める。

（2）役職員に対する地球温暖化対策に関する研修の機会の提供、情報提供

役職員の地球温暖化対策に関する意識の啓発を図るため、地球温暖化対策に係る活動に関する情報提供を行い、これらへの役職員の積極的な参加が図られるよう便宜を図る。

（3）役職員に対する脱炭素型ライフスタイルの奨励

役職員に、太陽光発電や電動車の導入など、脱炭素型ライフスタイルへの転換に寄与する取組を促す。

第6 実施計画の推進体制の整備と実施状況の点検

本計画の実施状況について、毎年度、点検を行い、成果を取りまとめた上、適切な方法を通じ公表するとともに、必要に応じ、本計画の見直しを行う。

第7 本計画の推進に係る予算の確保

本計画の推進を図るにあたっての予算を確保するため、必要に応じて予算の要求を行っていく。